

宮古地区障がい者就労支援パンフレット ～障がいのある方の仕事を応援します～

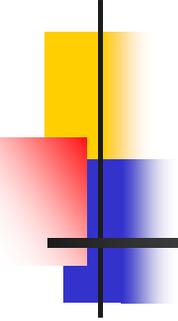


社会福祉法人 みやこ福祉会

宮古圏域就労支援ネットワーク構築事業
就労支援ガイダンスチーム

目次

- 1、はじめに(障がい者就労支援の必要性) 1
- 2、宮古圏域の障がい者の現状 3
- 3、障がい者雇用における就労支援制度
及び助成金等の紹介 5
- 4、宮古における就労支援の流れ 11
- 5、障がい者雇用事業所の声 17
- 6、就労支援ネットワーク支援団体の紹介 20



1、はじめに

1. はじめに（障がい者就労支援の必要性）

私たちは一定の年齢になれば、望む職業に就き、働いて得た収入は衣食住に費やしたり、生活に必要な物を買ったり、あるいは趣味やスポーツなど生活をエンジョイするために使います。又、就労を通じて仲間や同僚・先輩等と出会い信頼関係の輪を広げたり、働く喜びを通してたくましく成長していきます。このように就労することは個々の暮らしを確かな物にする手段でもあります。

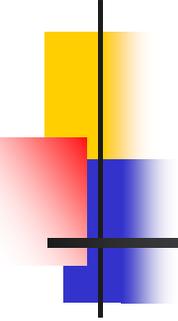
しかし近年、長引く経済不況により障がい者が働くことを通して社会参加を図ることが困難な状況にある。このような社会情勢の中、障がい者援護施設や福祉作業所などに於いても利用者や離職中の在宅者の就労支援に関して、職場実習などの活用を含む独自の取り組みを展開し、障がい者の働く力の育成を図り、一般就労への移行を積極的に進めている所です。

障がい者の地域生活を支える重要な柱の一つが「就労支援」である。今後は、福祉施設の体系の見直しや就労支援施策の充実強化を図ることにより、障がい者が働く意欲と能力を高められるように支援するとともに、その意欲と能力に応じて働けるようにしていくことが重要であると確信しています。そのため、福祉部門と雇用部門等関係機関の就労支援ネットワークを構築し、福祉的就労から一般就労への移行を円滑に行えるようにして行かなければならない。又、障がい者が、自ら選択した職業生活を実現することが可能となるよう、一般就労に向けた支援体制等の大幅な充実強化を図ることが必要である。

例えば、ジョブコーチを積極的に活用して行きたい。ジョブコーチとは、障がい者が普通の職場で働くことを実現するため、「障がい者と企業の双方を支援する」就労支援の方法です。ジョブコーチの考え方や方法は、実践が進む中で、時代と共に移り変わっています。現在では、ジョブコーチは単に「職場で仕事を教える」だけではなく、評価から定着に至る全プロセスを、企業と連携して支援する全体的な方法論を意味するようになってきました。障がい者と企業との橋渡し役であり、就労全般についての障がい者と企業双方のサポーターがジョブコーチです。

障がい者の就労支援及び地域生活を支援する観点から、このパンフレットを作成し市町村や障害福祉サービス事業者、医療機関、各種団体、民間企業などを含めた地域の支援体制を構築して、障害のある方達の「暮らし」を応援致します。

沖縄県障害者就労支援ネットワーク構築事業受託事業所
社会福祉法人 みやこ福祉会
理事長 伊志嶺 博司



2、宮古圏域の 障がい者の現状

2、宮古圏域の障がい者の現状

(1)宮古圏域の人口及び障害手帳所持者の数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
宮古圏域の人口	55,360	55,200	54,442	54,021
身体	2,833	2,359	2,278	2,315
知的	336	347	370	377
精神	692	762	781	726

* 精神障がい者数は、通院医療公費負担制度利用者数となっている。

(2)ハローワーク宮古における平成19年度の障がい者の職業紹介状況

(平成20年3月末現在)

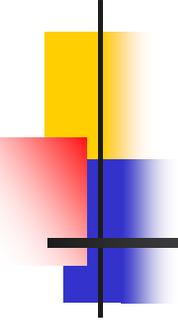
区分	項目	合計	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	その他障がい者
				重度障がい者		重度障がい者		
紹介	新規求職申込	40(11)	20(9)	15(6)	9(0)	2(0)	10(2)	1(0)
	紹介件数	27	11	8	2	0	14	0
	就職件数	11(3)	5(1)	4(1)	2(0)	0(0)	4(2)	0(0)
登録	新規登録者数	21(6)	8(5)	6(3)	6(0)	1(0)	6(1)	1(0)
	新規移管登録者数	2(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

* ()内の数字は45歳以上

(3)ハローワーク宮古における平成19年度の障がい者の登録状況

(平成20年3月末現在)

区分	項目	合計	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	その他障がい者
				重度障がい者		重度障がい者		
登録	計	218	117	72	69	28	31	1
	平成20年 3月末現在 有効求職者	87	43	29	27	12	16	1
	就業中の者	92	52	32	36	15	4	0
	保留中の者	39	22	11	6	1	11	0



3、障がい者雇用における支援制度

3、障がい者雇用における支援制度

*以下の各支援制度及び助成金等については、要件等がございますので、詳しくは各窓口もしくは障がい者就業支援事業所（社会福祉法人みやこ福祉会内）にご連絡ください。

- (1) ハローワーク宮古：0980-72-3329
- (2) 独立行政法人高齢・障害者者雇用支援機構
沖縄障害者職業センター：098-861-1254
- (3) 社団法人沖縄雇用開発協会：098-891-8460
(障害者業務課)

(1) ハローワークが窓口となっている制度

○障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

障がい者を原則3ヶ月間、試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れていただき、その後に常用雇用への移行を図ることを目的とし、トライアル雇用終了後にトライアル雇用奨励金が事業主へ支給される事業です。

助成期間：原則3ヶ月 支給額：月4万円

○特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介で常用雇用として障がい者を雇用した場合、雇い入れた障がい者に支払った賃金の一部を国が一定期間助成する事業です。

助成期間：1年6ヶ月～2年 支給額：90万円～240万円
(障がい程度、就業時間により異なります。)

○職場適応訓練

障がい者等の能力に適した作業について、事業所内で訓練を行い、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらうことを目的とした制度です。訓練期間中、事業主には訓練費が、訓練生には訓練手当てが支給されます。

訓練期間：6ヶ月以内（重度障がい者は1年以内）
訓練費：月額24,000円（重度障がい者25,000円）

○精神障害者ステップアップ雇用奨励金

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障がいのある方を試行的に雇用し、週10時間以上の就業から始めて、一定期間を設けて徐々に就業時間を延ばし、週20時間以上の就業を目指すことを目的とした制度です。精神障害者ステップアップ雇用奨励金が事業主に支給されます。

助成期間：6ヶ月～12ヶ月 支給額：対象労働者1人につき月額25,000円

また、同時期に2人～5人のグループでステップアップ雇用を実施し、支援担当者を専任して対象者たちの援助を行う場合には、ステップアップ雇用奨励金に加えて、グループ雇用奨励加算金が支給されます。

支給額：1グループに月額25,000円

（２）沖縄障害者職業センターが窓口となっている制度

○職場適応援助者（ジョブコーチ）支援制度

どのような障がいの方でも採用時もしくは雇用後に、支援の必要な課題がある方が対象となります。

障がい者本人、事業所、家族への支援を基本とし、本人が職場で適応、定着できるようにジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、直接事業所に入りながら、共に支援していきます。雇用の前後を問わずいつからでも、集中的な支援期間が必要に応じて設定されます。また、集中的な支援の後もフォローアップ期間が設けられており、その期間内にも相談及び支援を行うことができます。
支援期間1ヶ月～7ヶ月以内 フォローアップ期間：支援期間終了後から原則1年間

（３）沖縄雇用開発協会が窓口となっている制度

*各種助成金に対象障害、助成率、支給限度額等、支給期間等の要件があります。

○障害者施設設置等助成金

障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、その障がい者が作業を容易に行うことができるよう配慮された施設又は改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

○障害者介助等助成金

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は就職が特に困難と認められる身体障がい者を、常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

- I. 重度中途障害者等職場適応助成金
- II. 職場介助者の配置又は委嘱助成金
- III. 職場介助者の配置又は継続措置に係る助成金
- IV. 手話通訳担当者の委嘱助成金
- V. 健康相談医師の委嘱助成金
- VI. 職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金
- VII. 業務遂行援助者の配置助成金
- VIII. 在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金

○その他各種助成金

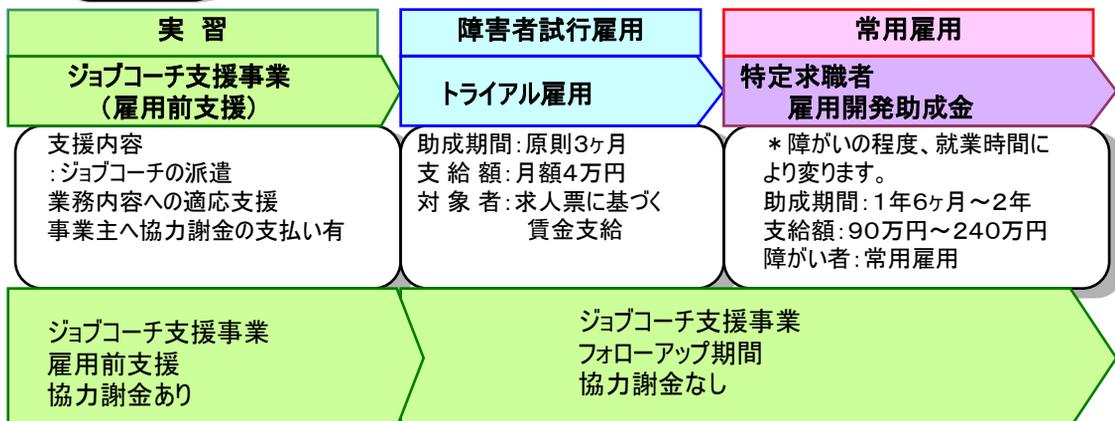
窓口にお問い合わせください。

*留意事項

平成21年2月末現在の資料となるため、変更等が生じることがあります。
各窓口等にてご確認ください。

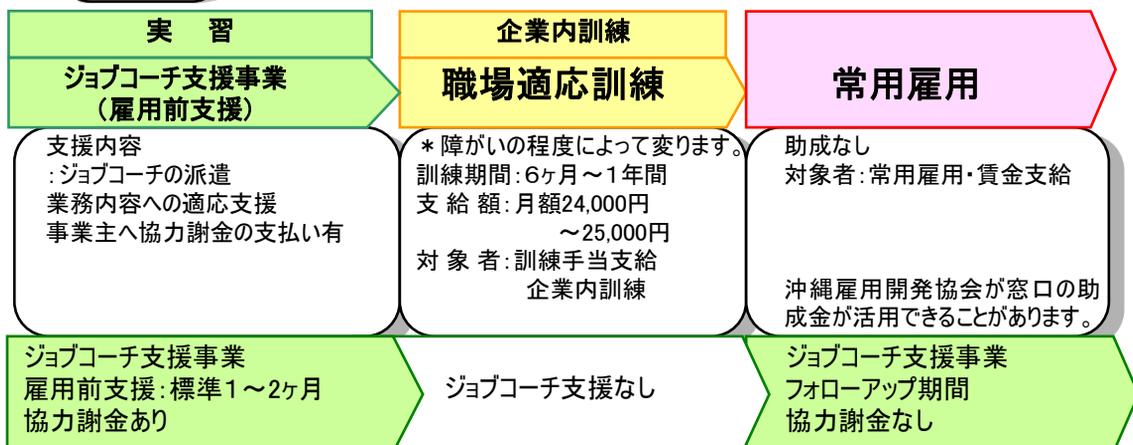
障がい者雇用支援制度活用例

例 1



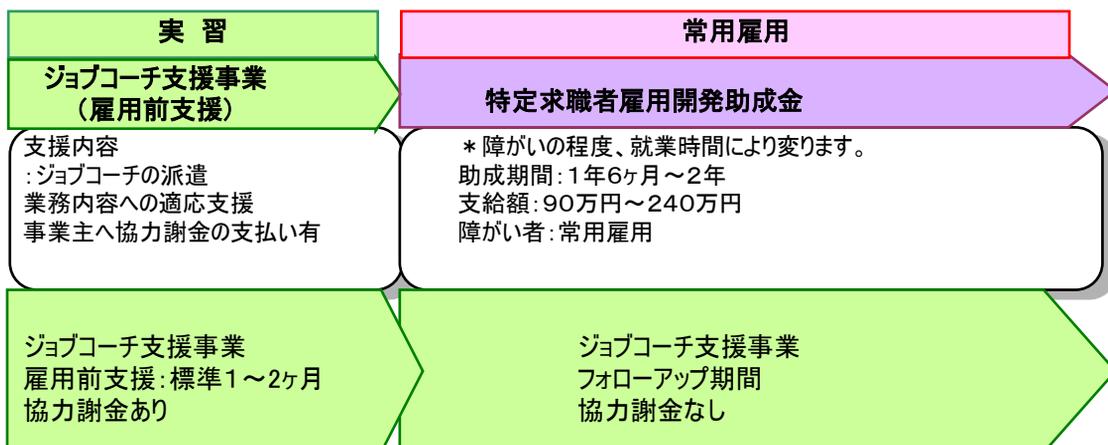
※ジョブコーチ支援期間: 1～7ヶ月以内

例 2



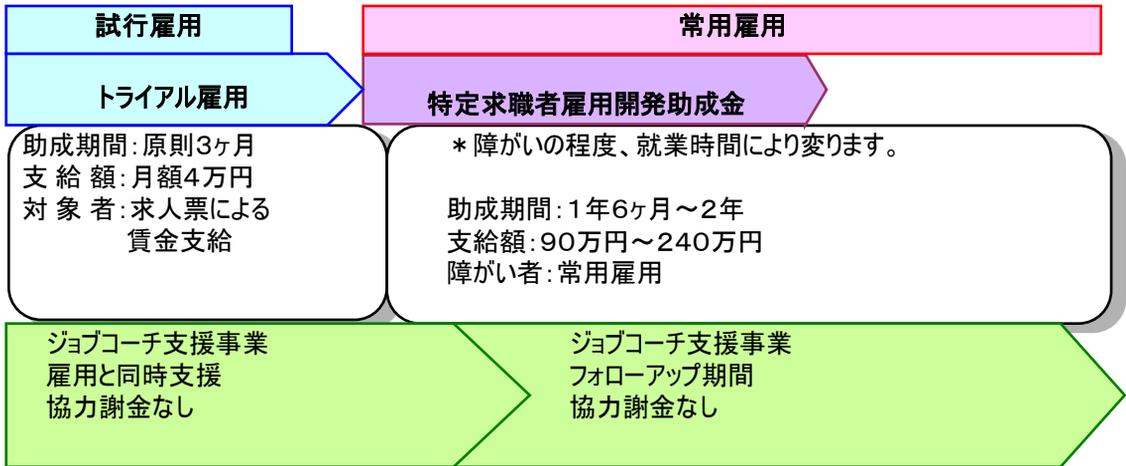
※ジョブコーチ支援期間: 1～7ヶ月以内

例 3



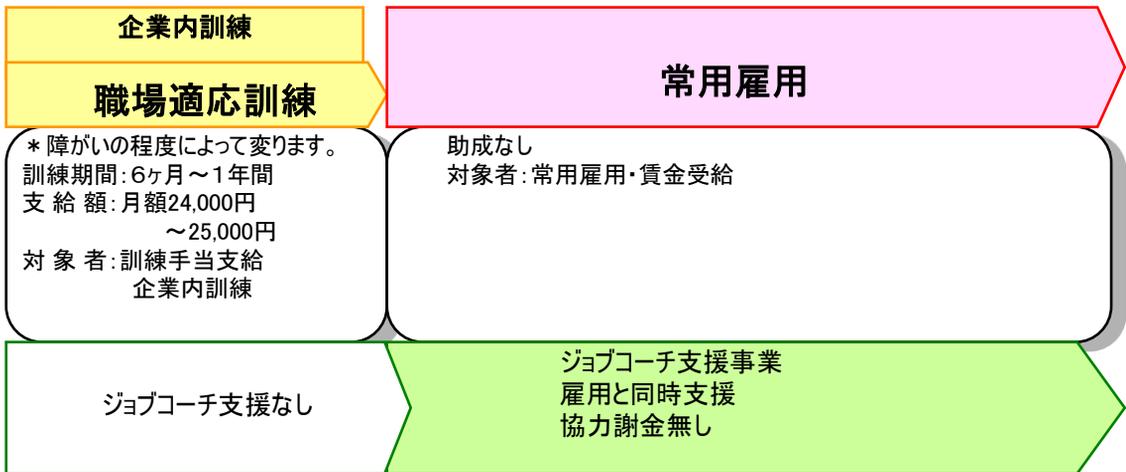
※ジョブコーチ支援期間: 1～7ヶ月以内

例 4



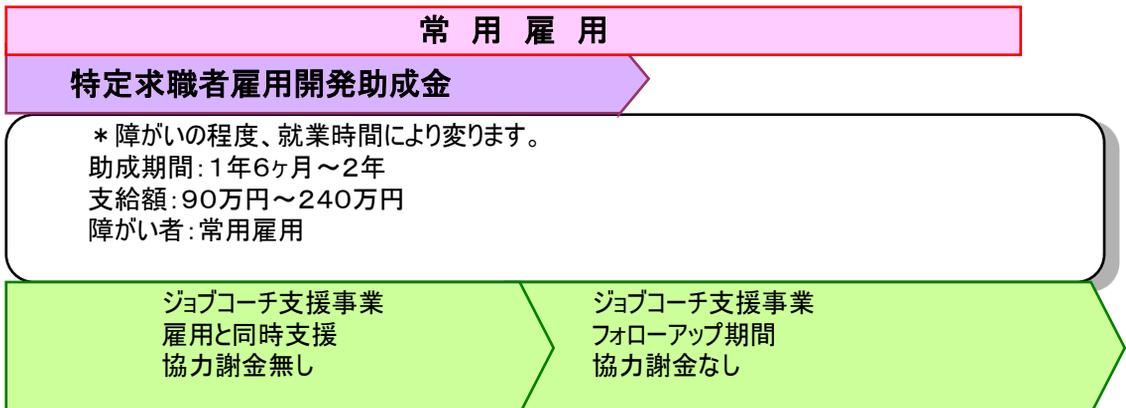
※ジョブコーチ支援期間: 1～7ヶ月以内

例 5



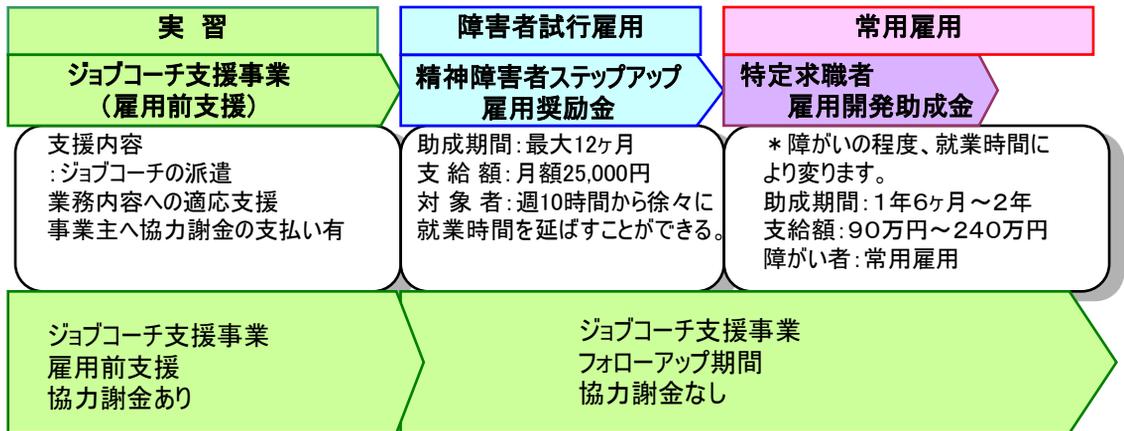
※ジョブコーチ支援期間: 1～7ヶ月以内

例 6



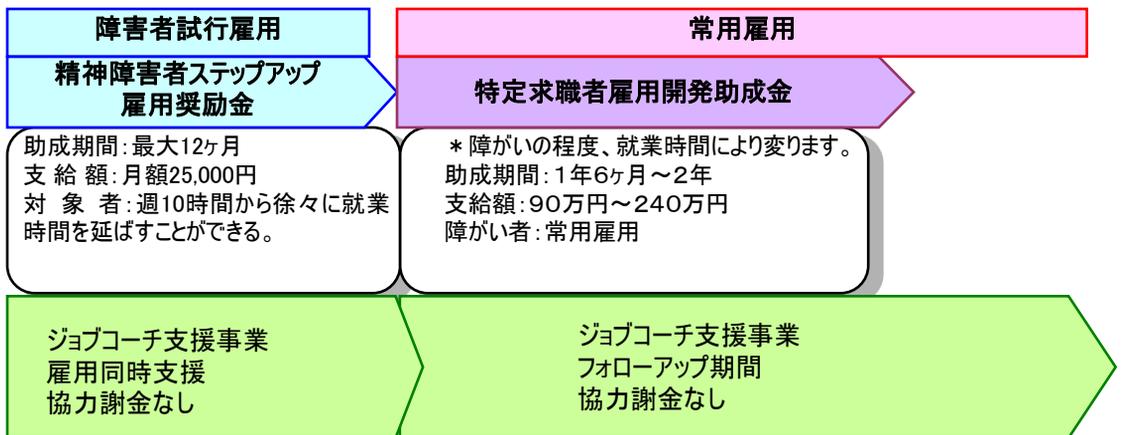
※ジョブコーチ支援期間: 1～7ヶ月以内

例 7



※ジョブコーチ支援期間:1～7ヶ月以内

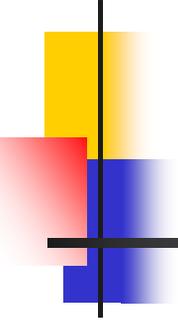
例 8



※ジョブコーチ支援期間:1～7ヶ月以内

*主な活用例を掲載しております。詳しくは各窓口へご連絡下さい。

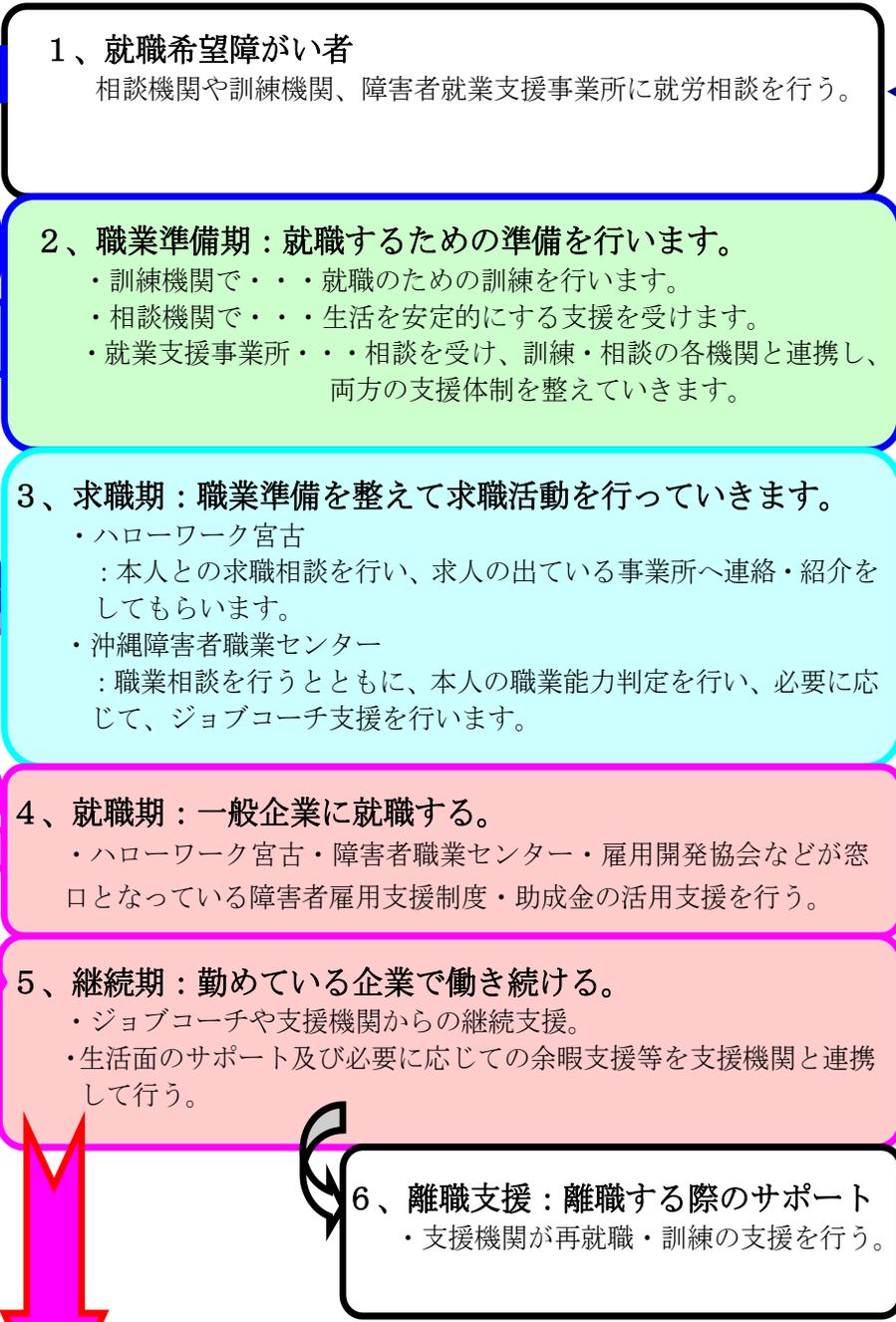
他の活用例や内容の変更等がある場合がありますので、事前に各窓口へご連絡下さい。



4、宮古における 就労支援の流れ

4、宮古圏域における就労支援の流れ





働き続ける

就職後の支援体制

生活支援

- ・本人への安定生活支援
- ・家族への協力支援

障がい者

- ・職の確保
- ・生活の安定
- ・夢のある生活

- 1、**家族**:生活習慣のサポート、心理的サポート
* 家庭内での生活習慣のサポートやストレス解消のためのサポートを行う。
- 2、**相談支援事業所**:生活相談・アドバイス・環境構築
* 本人の安定生活を送るために、相談を受けたり、改善のアドバイスをしたり、関係機関とともに必要な生活環境を構築する。
- 3、**行政**:生活相談、サービス利用判定・決定
* 必要な福祉サービス利用のために障がい程度の判定を行い、決定を行う。
- 4、**権利擁護事業所**:主に金銭管理・相談・支援
* 本人との相談により、重要書類の預かり、金銭の預かり及び管理、日常生活費の相談及び・管理・支援を行う。
- 5、**訪問介護事業所**
:生活介護(支援)の提供(行政の決定後)
* ヘルパーの派遣を行い、炊事や掃除などの家事の支援を行う。

企業

- ・職の提供
- ・賃金の提供
- ・成長の場

職業支援

- ・本人への職場定着支援
- ・企業への雇用支援

- 1、**雇用主**:職の提供、スキルアップ指導、賃金の提供
* 職業・賃金を提供、本人の社会参加の場の提供。
- 2、**宮古地区就業支援事業**:就業支援員による支援
* 障がいのある方への就労及び生活の両面からの支援(相談、企業内支援、アドバイス関係機関との連携)を行う。
- 3、**ハローワーク宮古**
:両者への紹介、各種支援制度の提供
* 求人・求職者への紹介を行う。また各段階において、支援制度の紹介や提供を行う。
- 4、**沖縄障害者職業センター**:ジョブコーチの派遣
* ジョブコーチ(職場適応援助者)を企業へ派遣し、障がい者の職場定着に関するアドバイスや支援を行う。
- 5、**沖縄県雇用開発協会**
:各種助成金の紹介及び提供窓口業務
* 障がい者を雇用した際の助成金の紹介を行い、手続きの窓口となり、申請支援を行う。

職業生活を支える福祉サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーと一緒に手伝います。

- ・ 身体介護：着替えや入浴のお手伝い
- ・ 家事援助：食事の用意や部屋の掃除
- ・ 通院介助：通院のための移動介助を行います。

生活サポート事業

介護給付は非該当であるが、日常生活の支援をしないと、地域で生活ができないおそれがある方に、ヘルパーを派遣し、生活援助と家事支援を行います。

※ 障害程度によりどちらかのサービスを受けることができます。

相談支援事業

障がい者や保護者から障がい者福祉に関する相談を受けます。

障害年金

障害年金は、病気やケガ、先天性等様々な障がいがある方に対して支給される年金です。

- ・ 障害基礎年金
- ・ 障害厚生年金
- ・ 障害共済年金

※年金を受給するには、申請と審査が必要になります。

自動車運転免許取得

・改造等事業

自動車運転免許取得に要する費用及び自ら所有試運転する自動車を改造するために要する経費を助成し、就労や社会復帰の促進を図る。

コミュニケーション支援事業

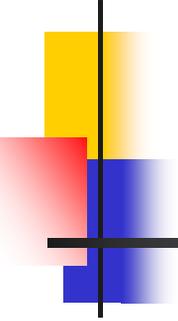
聴覚や言語の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方に対し意思疎通をサポートする手話通訳者の派遣を行います。

地域福祉権利擁護事業

知的障がいや精神障がいなどがある、もしくは障害手帳等を持っていないが、日常生活において自分で契約の判断や金銭管理に不安のある方等の金銭管理のお手伝いや、重要書類等の預かりサービスを行います。

詳しくは、
就業支援事業所もしくは各相談支援事業所までご連絡ください。

…この他にもいろいろな福祉サービスがあります。



5、障がい者 雇用事業所の声

【 障がい者雇用事例の紹介 】

・基礎情報

〈事業所〉 マックスバリュ宮古西里店・農産コーナーに配属

〈支援対象者〉 Sさん：27歳・知的障害（B2）

事業所での業務内容：商品梱包・商品陳列

〈関わった方々〉 障害者授産施設、ハローワーク宮古、沖縄障害者職業センター

・就職までの経緯

（１）準備支援（訓練など）

知的障害者通所授産施設での作業訓練、公園の除草作業（草刈機使用）・花壇植栽及び管理等を通して、仕事に対する安全性や責任感・モチベーションの維持、作業中の協調性などについて意識が持てるように支援を行ってきた。Sさんは体調や作業習得について問題はなく、ただ「一般企業への就労意欲」が薄く、「就職」ということに関心がなかったため、「なぜ就職することが必要なのか？」ということを生費や本人の意欲につながるようなテーマで、その意欲向上の支援を行ってきた。

そのSさんが、母の他界により、生活の事を実感し始め、「本人の就職したい」という希望が出てきた。そこから企業も視野に入れた就労支援を開始した。

（２）実習の受入れについて

①ハローワーク宮古での求職相談：Sさんと就労支援員とでハローワーク宮古にて求職相談を行い、求人票から本人の希望に合う求人を探した。

②事業所〈現職場〉へ相談：沖縄障害者職業センターの職業カウンセラーが事業所へ同行し、店長へジョブコーチ支援事業の説明を行い、1ヶ月間の雇用前支援から始める事となる。店長は別店舗でも知的障害者を採用していた経緯もあり、受入れについてはスムーズであった。

（３）雇用までに準備したこと及び定着にあたっての配慮

①本人の体調：特に体調については問題がなく良好。

②生活環境の整備：父親と相談。本人の食事面や日常生活の維持について管理していただくことを確認し、今後も父親と施設が、相談しながら本人の生活環境を支えていくことを確認し合った。

③本人の配慮点の整理：

・仕事に対して体調が悪くても無理に続けてしまい、体調を崩してしまうこと。

・環境に慣れるまでは、なかなか本人から相談ができないこと。

・作業指示等については殆ど他のパートの方と同じでも良いが、作業を見て理解できているかの確認をしていただくこと。

・本人の不注意や指導が必要な時にははっきりと注意、指導をしていただいた方が、本人の反省改善につながる。

以上のことなどの配慮点を整理しながら、事業所の店長やチーフ、他のパートの方にも書面や口頭でお伝えした。

④事業所が取り組んだこと：

・数多くある仕事を一つづつ教えたこと、具体的には初期の段階ではバナナの切り売りのみを本人に任せ、それに慣れてくるとみかんの袋詰め、さらに慣れてくると別の作業をなどと、作業に慣れる事を重視して指導を行うことで、Sさんが確実に一つづつの作業を覚えることができていた。

・休憩時間にもSさんに対して積極的に声をかけていただいたり、会社の慰労会などに積極的にSさんを誘ったりすることで、Sさんが職場の皆さんとの関係が、早い段階で構築できていた。

⑤制度活用：

・ジョブコーチ支援事業（現在の職場適応援助者助成金）の雇用前支援からスタートしフォローアップ期間の1年ヶ月の期間利用。

・トライアル雇用をジョブコーチ雇用前支援終了後からスタートし、3ヶ月間の試行的雇用期間があった。

・特定求職困難者雇用開発助成金をトライアル雇用終了後に採用が決定し、採用日から1年間助成金を受給があった。

(5) 雇用後に出てきた課題及び対応した内容

課題点：①チーフの人事異動による不安。②退職希望相談。③父の他界による生活支援の必要性。
対応策（だれがどのように）

①：授産施設の就労支援員と担当チーフとが相談し、担当チーフから安心するような声かけをしていただくと同時に、次チーフへの引継ぎ時に就労支援員にも連絡があり紹介していただき、Sさんの配慮点について担当チーフから引き継いでいただいた。本人もその場に同席していたため、Sさんから安心の声が聞かれた。

②：父の入院時に、その不安や職場での人間関係の悪化が重なり退職希望を店長と相談した。その時に店長から「しばらく休んで良いから落ち着いてから出勤しなさい。」「あなたが抜けると部署の皆さんも困ってしまう。あなたはこの店に必要ですから辞めないで下さい。」とSさんに休養と存在価値を伝えることにより、Sさんも安心し、休養をもらい父の看病にあっていた。さらに事業所内で人間関係についての改善が図られていた。

③：父の他界により、Sさんが単身生活になる状況になったが、就労支援員と叔母とSさんとで相談し、叔母がSさん宅（団地）で同居し、家事を行っていただけのこととなった。それによりSさんも安心して仕事に復帰し、安定した生活を送っている。

(6) 企業の声（稲嶺店長からのコメント）

①雇用してどうだったのか率直な意見

私が西里店に着任したときには、Sさんはすでにベテランのように働いてくれていました。現在の作業は、他のパートの社員の方と同じ事をしてもらっており、障がいを感じることはないのので、特別視もしていませんし、仕事を任せても素直に聞き入れて動いてくれるので、私のほうが頼り切っている感じで助かっています。

本人も明るい性格ですし、業務外の社員・パートとの交流も積極的に参加してくれていますから、もちろん関係も良好です。少し短気な面は見えるそうですが、それは、「障がい者だから」ではなく、一人の人間の性格ですからね。

②支援体制の課題

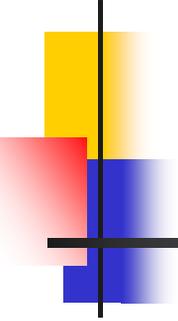
現在のところは本人も楽しく仕事をしているようなので、特に感じていません。

身だしなみや体調についても安定していますから、何らかの支援が必要かどうかは分かりません。

③今後に向けて（今後の継続勤務にあたっての課題や配慮点など）

現在の状況が安定しており、Sさんは農産の作業だけではなく、お客様用のカートやかごを自ら気付いて片付けたりもしますから、この調子を保っていただければ問題はありません。これからも頼りにしています。





6、就労支援 ネットワーク 団体の紹介

宮古島市平良字下里
 3107番地の243

電話:0980-73-7770

FAX:0980-74-2338

Email:miya-gaku@cronos.ocn.ne.jp

HP: http://www.miyakofukushikai.jp/

理事長 伊志嶺 博司

事業内容

1、授産事業(製造販売訓練及び生活訓練)
 ・自宅から施設に通い、授産活動及び園内活動を通して
 自立生活への訓練を行うことを目的とする。

授産内容

室内班:手工芸、菓子箱折り(受託)、公園清掃(受託)

園芸班:ビニールハウス内で、草花生産

出向班:公園除草・清掃・花壇管理等受託作業

培養土作り

食品班:パン製造・販売

支援の流れ



みやこ学園内だけの作業支援だけではなく、自宅での問題や金銭といった生活支援も行っております。

2、相談支援事業

委託相談支援事業

: 相談支援専門員を配置し、宮古島市から相談支援事業の委託を受け、市内在住の障害者の方への相談業務を行う。

また、受けた相談の解決を図るために各機関との連携図り、在宅での生活が円滑になるよう支援を行う。

(例)・重度障害者の在宅支援のサービス計画の策定及び実施のための連携機関との調整。

・就業中の障害者への巡回支援。生活支援。

必要であれば生活支援サービス計画及び実施のための連携機関との調整。

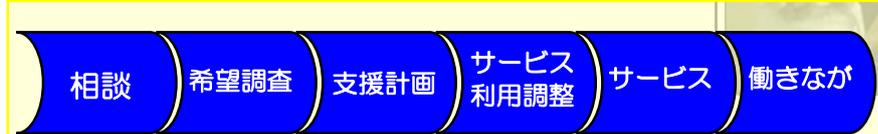
・在宅生活を円滑に進めるためのアドバイス など

第1号職場適応援助者(ジョブコーチ)の配置

: 障害者支援制度のひとつである職場適応援助者を企業派遣するための人員を配置することにより、事業所と連携を図りながら雇用への支援を行います。

障害者就業支援事業(沖縄県事業)

: 就業支援員を配置することにより、在宅障害者の就業支援の充実を図るとともに、各機関との連携を図りその対象者の「働きながら暮らす」生活をサポートしていきます。



宮古福祉保健所

宮古島市平良字東仲宗根476

電話:72-2420

FAX:72-8446

所長 上原真理子

【事業内容】

1. 自立支援連絡会議

障害児(者)及びその家族に対する相談支援体制整備の構築に向けて宮古島市・多良間村から挙げた課題について意見交換を行い、県の連絡会議に挙げる事項を決定する。

2. 特別障害者手当等の支給

【対象者】:精神又は身体に重度の障害を有するため常時特別の介護を要する在宅生活者

【手当額】:月額26,440円(20歳以上)
月額14,380円(20歳未満)

【申請先】:

宮古島市在住者→宮古島市障がい福祉課
多良間村在住者→宮古福祉保健所

3. 療育手帳の発行

【交付対象者】:県内に住所又は居所を有する者で、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者
手帳保持者は税の減免や公共交通機関を利用する際の料金の割引など各種サービスが受けられる。

【申請先】:

申請先の最初の窓口はお住まいの市村の福祉担当窓口にて受付、宮古福祉保健所が発行する。

4. 身体・知的障害者相談員設置事業

身体・知的に障害のある者に関する援護思想の普及に資する業務を行い、障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

宮古管内では身体・知的障害者相談員がそれぞれ4名配置され、地区ごとに担当が割り当てられている。

5. 心身障害児(者)全身麻酔下歯科診療事業

心身障害児(者)を対象に歯科治療及び全身麻酔下歯科治療を行い、心身障害児(者)の健康増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。同事業は2年に1度実施している。

6. 沖縄県通院患者リハビリテーション事業

精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練。

6ヶ月を1クール(前期(4月～9月)・後期(10月～3月))として、最大3年間の訓練。訓練日数は、20日/月を上限。
※H20年度時点の制度です。

今後、内容変更の可能性あり。

7. 精神保健福祉クリニック

精神保健福祉活動において精神障害の疑いのある方や治療中断者など、対応困難なケースに対し、専門医との連携により問題を検討し、早期受診や治療中断を防ぎ、本人や家族が安心して生活できるように支援する。

【対象者】

- ①本人、家族等の来所相談
- ②宮古島市、多良間村保健師及びケースと関わりのある者

【開催】

毎月第2火曜日(宮古福祉保健所)

8. 地域活動連絡会

精神障害者の自立支援の場として、地域活動支援センター・宮古病院デイナイトケア及び市村デイケア、就労移行事業所などの社会資源があり、関係者が相互に交流を深めると共に、情報交換や課題検討等により資質の向上を図り、精神障害者の社会参加や自立支援などを円滑に推進する。

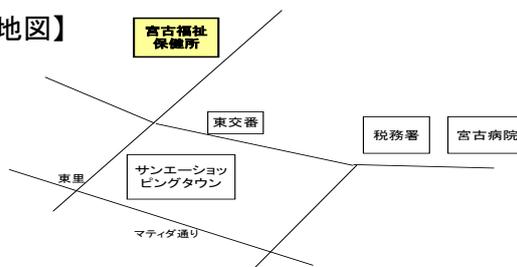
【参加者】

各地域活動支援センター(ひらら、やすらぎ、若葉、サシバ)、くこりもや、県立宮古病院デイナイトケア・作業療法室、宮古島市障がい福祉課、多良間村住民福祉課、宮古福祉保健所地域保健班、その他

【開催】

偶数月の第4火曜日 14:00～15:30

【地図】



【写真】

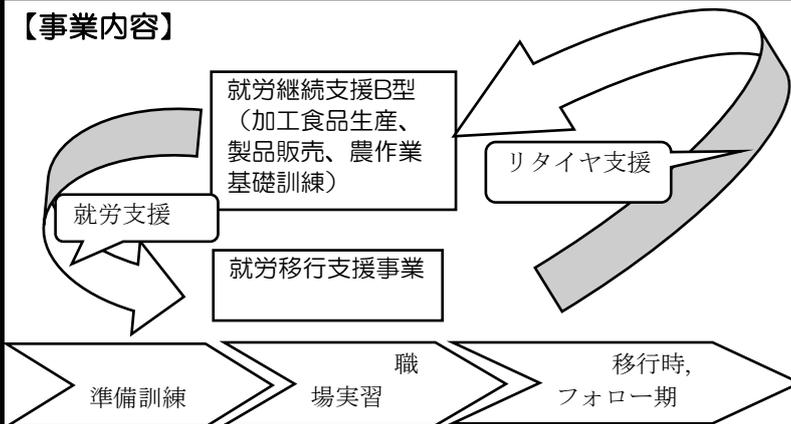


くこりもや (就労移行支援・就労継続支援B型・相談支援事業所)

住所：宮古島市平良字狩俣188-1
電話 (FAX兼用)：0980-72-5665

運営：特定非営利活動法人マーズ
所長：下地克子

【事業内容】



【地図】



施設の運営方針について

障害の程度に関係なく、一人ひとりを尊重し、働くことを通して生産活動と経済活動に関わり、利用者一人ひとりが暮らしの力を獲得できるよう援助するとともに、個々の可能性が最大限に発揮できるよう支援する。作業を通じて職業訓練をするだけでなく、生活のリズムの獲得、仲間づくり、日中の居場所としても機能を果たすよう支援します。

くこりもやで工賃倍増の為、現在取り組んでいること活動

農作物の生産 (きび、らっきょう、ニンニク、落花生、にんじん、じゃがいも、その他期間農作物)

買い付け → 地域の農家

販売先 → 島内市場等・真南風・京都冷凍・アグリジャパン

マンゴーハウスの設置・冷凍野菜の工場建設

就労継続支援B型

就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・技能が高まった者は一般就労に向けて支援します。

生産活動

ラッキョウ、にんにく、サトウキビ等の播種・管理・収穫・出荷
苧麻の栽培・販売

企業からの委託事業 (商品の箱詰め等H20年11月から)

(作業的に単純作業が多く収益につながりやすい為)

就労移行支援

一般就労が可能と見込まれるものに対して、生産活動その他の活動を提供して、就労に必要な知識及び能力向上の為に訓練を行い、他の機関と連携して就労に向けた取り組みを行ないます。

- ①企業開拓に力を入れ、グループ就労を試みる。
- ②企業側に障害者の理解をしてもらえるよう企業訪問をする。

生産活動

小豆・落花生・ラッキョウ・にんにくの選別、サトウキビ等の収穫

【写真】

人参畑



キビ収穫



レクエーション



社会福祉法人ユームツ会 青潮園
身体障害者療護施設・身体障害者通所授産施設・日中一時支援事業所

〒906-0013
 宮古島市平良字下里2632-1

電話：0980-72-7795
 FAX：0980-72-4554

理事長 宮里 不二雄

【施設目的】

青潮園は多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的として援助を行う。

【ご利用対象者】

18歳以上の方で、身体障害者手帳及び施設支援受給者証を交付されている方が対象です。詳しい内容については施設まで連絡して頂くか、市町村窓口までご相談ください。

【身体障害者療護施設／50床】

常時の介護を必要とする人に治療および養護を行う施設。重度な身体障害者を長期にわたり介護を始め日常生活全般の世話を致します。

【ショートステイ／5床】

重度身体障害者を介護している家族等が疾病等の理由により居宅における介護が出来ない場合に一時的に保護する。

【身体障害者通所授産施設.／40名】

一般雇用されることの困難な人に対して必要な訓練を行いかつ就業を与えて自活を営むことが出来るよう支援致します。

(作業内容)

屋内班：施設建物清掃・クリーニング・かりゆしウエア縫製・民芸品製作・精米

屋外班：事業所等一般廃棄物収集・農産園芸(ビニールハウス)

【日中一時支援事業所／15名】

地域において就労が困難な在宅身体障害者の自立や生きがいを高めるために、日帰り(送迎)で入浴サービス・給食



社会福祉法人ムサアザ福祉会

宮古島市平良字西仲宗根1327-1
TEL 0980-73-5305 FAX 73-5306
e-mail fureai@m1.cosmos.ne.jp

知的障害者援護施設 ふれあいの里
児童デイサービス くまのみ
地域生活支援センター さぼーと
地域療育等支援事業 (巡回療育相談)



宮古島市平良字東仲宗根234-1
TEL 0980-74-3715 FAX 73-5540
e-mail dayikemu@m1.cosmos.ne.jp

デイサービスセンター いけむら
(生活介護事業 地域活動支援センター)
地域生活支援センター さぼーと窓口
グループホーム とびうおハウス

社会福祉法人ムサアザ福祉会では、ふれあいの里とデイサービスセンターいけむらを拠点に、障害を持つ方の暮らしかたに応じ、地域生活・施設生活を通じて豊かな暮らしができるようサービスを提供しています。

また、発達障害を持つ子供たちの療育に関する相談や専門的訓練を実施しています。

事業の内容

ふれあいの里 障害者援護施設
併設 短期入所事業
相談支援事業
療育支援事業

知的障害を持つ方々が施設入所サービスを利用し、共同生活の中で日常生活の援助、日中の作業やレクリエーションなど、喜びと豊かな暮らしをおくれるように支援しています。

児童デイサービス くまのみ

(年末年始を除く毎日)



療育を必要とする子供たちの成長を見守り、専門的な療育支援や子育ての援助を行います。

巡回療育相談では発達に不安のあるお子様の相談にも応じています。

デイサービスセンターいけむら (月一金曜日 8:30~17:00)



障害の有無、程度にかかわらず、だれもが地域で夢や希望を持って暮らせるよう、一緒に考えさまざまな相談や支援、情報の提供を行います。生活介護型の通所事業と地域活動支援センターの併設です。

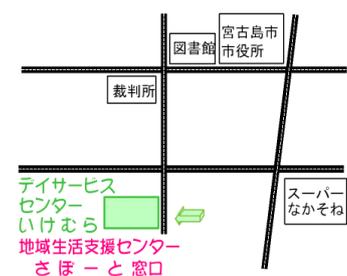
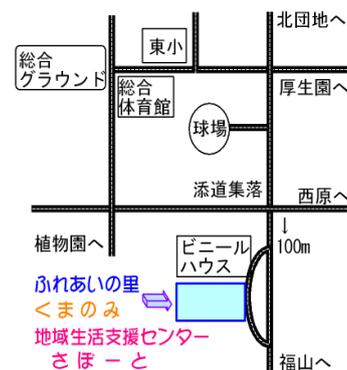
日中を楽しく充実して過ごせるよう、手工芸などの色々な創作活動や映画鑑賞などの文化活動を行っています。

障害者地域生活支援センター さぼーと

指定相談支援事業所
暮らしに関する相談ができます。

共同生活援助事業

グループホームとびうおハウス(5名)



相談支援事業 障害者地域生活支援センター さぼーと

暮らしの中で困ったことや分からないこと、何でもご相談下さい。
相談支援専門員2名を配置し、福祉サービスに関する相談、就労に関する相談、療育に関する相談などに応じます。また、医療や行政、職場や関係機関と連携を取り各種手続きや連絡調整を行います。

必要な方には、福祉サービスや地域の協力体制を作りながら複数のサービスの利用を組み立てるケアプランの作成も行います。



TEL 74-3719

設置の目的

18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な支援及び訓練を行うことを目的とする。

施設の運営方針について

利用者の自立更生という施設設置の目的達成に向け、利用者の人格・人権を尊重した適切な福祉サービスの展開を図る。

利用者のQOLの向上と地域社会での自立を促し、明るく活力ある施設づくりを目指して次に掲げる重点項目を運営方針とする。

○○●重点項目●○○

ア 利用者の個性、権利、自主性、自己決定を尊重した良質な福祉サービスの展開を図る。

イ 利用者個々の障害の種類、程度など具体的なニーズに応じて適切な支援を図るとともにノーマライゼーションの実現を目指す。

ウ 職員研修の充実を図って高度化、多様化する福祉ニーズ及び制度改革等の諸課題に適切に対応する。

エ 地域社会との交流を図りながら相互の理解と協力を深め、また本園の地域開放事業を積極的に展開して地域福祉サービスを推進する。

オ 利用者にとって施設は生活の場であり、安らぎの場であることに配慮して施設設備を図るとともに、環境美化を積極的に進め、潤い豊かな施設づくりに努める。

処遇状況

○○●処遇方針●○○

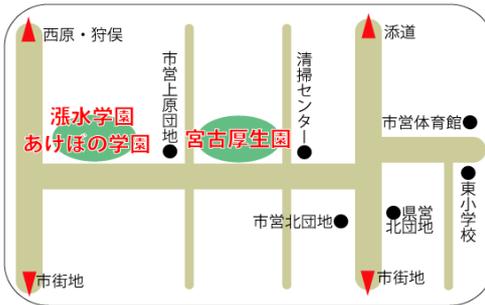
利用者の人権、自主性を尊重した利用者本位の施設サービスの展開を図ると共に、利用者個々の心身の発達・障害等の状況を的確に把握して、個々の具体的なニーズに応じた適切サービスを提供し自立・更生を促す。また、地域生活への移行に向けた支援策を確立し地域自立の推進に努める。

支援内容

作業支援：陶芸・園芸・手芸等を通して情操を図り勤労意欲を助長しています。

生活支援：利用者個々の能力に応じた自立支援、健康管理に努めています。

社会自立支援：地域職場への職場実習を通して社会自立を支援しています。



学園



行事風景



ふれあいプラザ宮古(地域活動支援センター、相談支援事業所)

住所：宮古島市平良字西里1472-82
電話：72-6668 FAX：74-2130

運営：県精神障害者福祉会連合会
施設長 松川 英文



ふれあいプラザ宮古は、障害を抱えながら地域で生活している当事者の自立支援を柱に、障害の有無にかかわらず共に地域で生き生きと暮らしていける「地域づくりの発信地」を目指しています。語らいや様々な活動の場として、相談支援の場として、地域交流の場としてご利用ください。

◇ 利用時間 月一木、土、日 午前9時—午後6時
(ただし、祝祭日は午後1時—午後6時)

◇ 休館日 金曜日

送迎
あります

祝祭日も
オープン

夜間電話
相談あり

活動の場
相談の場

< 内容 >

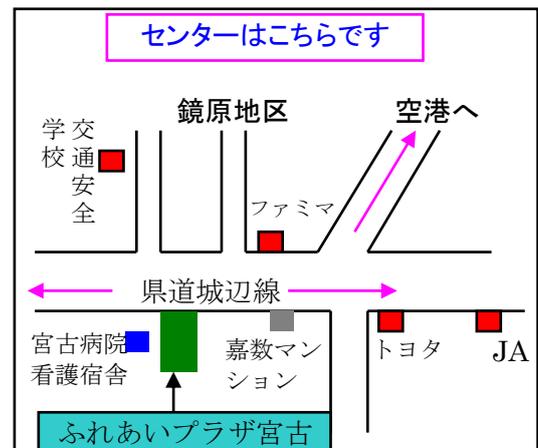
・福祉専門職員を配置し、人、もの、制度など、あらゆる社会資源を使って当事者の日常生活を応援します。また、地域交流室は開放しています。日中を過ごす場として気軽にご利用ください。

・物づくりなどの創作活動や文化、スポーツ行事の体験活動、地域交流活動のほか当事者活動の支援も行っています。

・相談支援では、相談支援専門員を中心に面接・訪問・電話の相談に対応しています。電話による夜間相談(午後6時以降)もあります。指定相談支援事業所として複数のサービス利用などの実施につなげるサービス利用計画の作成(ケアプランの



物づくり(ステンシル)講座



宮古公共職業安定所(ハローワーク宮古)

宮古島市平良字下里1020番地

電話:0980-72-3329

FAX:0980-73-6833

所長:平良 博

【事業内容】

種々の支援策を活用しながら、就職を希望する障がい者に対する職業相談・職業紹介等の支援や、事業主に対する障がい者雇用の指導・支援を行っています。

①職業相談・職業紹介

就職を希望する障がい者の求職登録を行い、技能、職業適性、知識、希望職種等の状況に基づききめ細かな職業相談、職業紹介を行っています。支援に当たっては、次のような各種支援策を活用しています。

(1)特定求職者雇用開発助成金

新たに、障がい者等の就職が特に困難な者を職業安定所又は適正な運用を期することのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対して支給します。

助成期間：1年～2年 支給額：30万～160万

(2)試行雇用奨励金(トライアル雇用事業)

職業安定所が紹介する障がい者を原則3ヶ月間試行的に雇用することにより、企業及び労働者相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ることを目的とする助成金です。

助成期間：原則3ヶ月 支給額：月4万

(3)職場適応訓練

障がい者等の一般的に就職が困難な者を作業環境に適応させることを目的に職業訓練を実施する場合に支給します。

訓練期間：6ヶ月以内で公共職業安定所及び沖縄県が決定します。ただし、重度障害者など特に公共職業安定所長が必要と認めた場合には、県の審査によりさらに6ヶ月まで延長する(最長1年)ことができます。

受給額：事業主には、職場適応訓練費として訓練生1人につき月額24,000円(重度障害者25,000円)を支給します。また、訓練生には訓練手当を支給します。

(4)精神障害者ステップアップ雇用奨励金

精神障がいのある方を試行的に雇用し、週労10時間以上の短時間就業から始め、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況をみながら、徐々に就業時間を伸ばしていく[ステップアップ]に取り組んでいただく事業主へ支給します。

助成期間：6ヶ月～12ヶ月

支給額：対象労働者1人につき月額25,000円

②障害者向け求人の確保

障がい者向け求人の開拓を行うとともに、一般求人として受理したもののうちから障がい者に適したものについて障がい者求人への転換を勧め、求人の確保に努めています。

③雇用率達成指導

事業主は「障害者雇用促進法」で定められた「障害者雇用率」を達成する義務があり、毎年事業主から雇用状況報告を求め、雇用率未達成の事業主に対して指導を行っています。

④関係機関との連携等

(事業所の場所の地図)



(写真)



【事業内容】

◎ 障がい福祉課業務概要

1. 庶務給付係

- ① 障害者(児)手帳交付に関する事
- ② 障害者自立支援医療に関する事
- ③ 障害者(児)証明書発行に関する事
- ④ 重度心身障害者(児)医療費助成に関する事
- ⑤ 障害者(児)巡回相談に関する事
- ⑥ 障害者福祉団体等への補助金交付に関する事
- ⑦ 補装具に関する事
- ⑧ 特別障害者手当等に関する事

2. 地域生活支援係

- ① 地域生活支援事業に関する事
- ② 小規模作業所に関する事
- ③ 福祉電話に関する事
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事
- ⑤ 心身喪失等の重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に関する事
- ⑥ 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する事
- ⑦ 難病患者等日常生活用具給付に関する事
- ⑧ 沖縄県心身障害者扶養共済に関する事

3. 自立支援給付係

- ① 介護給付に関する事
- ② 訓練等給付に関する事
- ③ 介護給付等審査会に関する事
- ④ 障害者福祉計画に関する事
- ⑤ 自立支援給付負担金等に関する事



はばたきの会

・月1回 (第3金曜日)

精神デイナイトケアや地域活動支援センター等を利用してない在宅の精神障がい者を対象に、スポーツやレクリエーション、創作活動(絵画、陶芸等)と言った、デイケアを保健師を中心として実施。

「みゃーくの障がい者のてびき」の発行

・宮古島市のホームページに掲載

手話通訳者等設置・派遣事業

・障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者等を派遣する。
(病院、官公署、学校、警察等)

相談業務

・手帳申請や日々の生活で困っていること、サービス利用に関する事等、担当者が相談に応じ、適切な支援を行うとともに関係機関との連絡調整を実施。

宮古島市地域自立支援協議会

・相談支援事業の適切な運営および地域の障がい福祉に関するシステム作りについての協議の場
相談支援検討会

・困難事例の検討・調整

具体的な対応検討、支援を行う。

【地図】



【写真】

城辺庁舎
庁舎入り口に鎮座しているシーサーが目印です。



はばたきの会活動風景
調理実習で冷やしソーメンの具を準備しているところです。



宮古島商工会議所

宮古島市平良字西仲宗根3-1

電話 0980-72-2779

FAX 0980-73-1543

会頭 中尾 英苜

経営改善普及事業

「経営改善普及事業」は、小規模事業者の経営や、技術の改善を図るためのもので国・都道府県の補助を受けて、商工会議所の事業のなかでも特に重要なもののひとつとして、積極的に推進しています。

この事業には、都道府県知事の資格認定した経営指導員などが従事しており、小規模事業者の良き相談相手として、適切な助言などを行っています。

地域総合振興事業

中小企業対策などについての意見具申、地域振興計画・策定、環境美化や奉仕活動を行うとともに、相互扶助、情報交換などの“まちづくり運動”への参加事業なども行っています。

あなたの店、工場の経営全般について、経営指導員が商工会議所の窓口、または企業を巡回して、相談・指導にあたります。

また、企業の近代化、高度化のお世話もいたします。

○経営相談

無料の企業診断もご利用できます。

消費者ニーズにマッチしたお店づくりや、経営上の具体的な善策を提供いたします。

店舗診断…小規模事業者の経営するお店に診断員が

お伺いし、経営内容を調査分析させて頂き、具体的な改善提案をいたします。

例) ・魅力ある商品構成や陳列の仕方

・効率的な仕入れ方法

・POP広告の作り方

・店舗改装やレイアウト、... etc

工場診断…診断員がお伺いし、経営の内容について詳細

な分析を行い、企業の健全な発展を阻害している原因の発見に努め具体的な改善策を経営者に提案します。

例) ・利益を生み出す原価管理の方法

・作業事故をなくす安全衛生対策

・使いやすい設備と働きやすい作業場づくり... etc

○各種共済

中小企業倒産防止共済

…取引先企業の倒産!!このようなまさかの時にお役に立てる制度です。

小規模企業共済

…事業主が事業をやめたり、第一線を退いた時の生活安定をはかるためにつくられた制度です。

中小企業退職金共済制度

…中小企業の従業員に確実に退職金が支払えるように国の援助で設けられている制度です。

その他 ○金融相談

○税務・経理相談

○労務相談

○取引相談

魅力ある“街づくり”を支援

小売商業対策についての先進地域等との情報交換を行い、みりよくある商店街づくりのお手伝いをいたします。

【たとえば…】商業環境の変化に対する今後の対応策
消費者に親しまれる街づくり

(事業所の場所の地図)





沖縄県立宮古養護学校

〒906-0002
宮古島市平良字狩俣4005-1

TEL:0980-72-5117
FAX:0980-72-5320
E-MAIL school@miyako-sh.open.ed.jp
Homepage http://www.miyako-sh.open.ed.jp

校長 大城 徹彦

【事業内容】

学校教育目標

障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに的確に対応し、きめ細かい、可能な限り、自立し社会参加を図るための基礎的な知識技能及び態度・意欲を育て「生きる力」を培い個性明るく、素直でたくま

めざす幼児児童生徒像

- 健康で明るく、たくましい幼児児童生徒
- よく考え自ら学び行動する幼児児童生徒
- 心豊かで思いやりのある幼児児童生徒
- 自分のことは自分でする幼児児童生徒
- 障害を克服しようと頑張る幼児児童生徒

幼稚部



ひとりでも みんなとも
あそべる子

明るくのびのびと活動し、
健康な生活リズムを身に付け
「遊び」を通した総合的な指

◆お昼のじかん

小学部

生活のリズムを整え、基本的な生活習慣を身に付けるための、日常生活の指導や、体力



◆畑仕事 (野菜の種まき)



◆近隣校との七夕交流

中学部

生活単元学習を柱に置き指導を行っています。また各教科の指導で、学習の基礎的な力の充実を目指し、学年の枠にとらわれない学



◆自立活動 (手足の訓練)



◆海辺の学習 (校外学習)

高等部

将来の社会自立・参加を目指した教育が行われており、働く力を身に付けるための教育



◆野菜の販売 (生産物即売会)



◆就業体験学習

寄宿舎

「負けない心」を身に付け、楽しい社会生活が送れるように集団日課、自主的生活の経験を通して規則や協力心



◆舎内清掃の時間

教育相談

保護者、学校や教育機関からの申し込みによって、就学・教育相談及び授業参観、体験学習などを随時行っています。お気軽



所要時間: 空港から車で20

作成期日：2009年2月
宮古圏域就労支援ネットワーク構築事業